

埼玉県削減量口座簿取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針（令和7年埼玉県告示第30号。以下「指針」という。）別表第5-1の規定に定める削減量口座簿について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱の用語の定義は、埼玉県地球温暖化対策推進条例（平成21年埼玉県条例第9号。以下「条例」という。）及び指針の例によるものとする。

(削減量口座簿の作成等)

第3条 知事は、削減量口座簿を作成し、振替可能削減量等（振替可能削減量及びその他ガス削減量をいう。以下同じ。）の管理（振替可能削減量又はその他ガス削減量の発行、取得、保有、移転及び充当をいう。以下同じ。）を行うための口座（以下「管理口座」という。）を開設するものとする。

2 削減量口座簿は、次に掲げる口座に区分する。

- 一 知事の管理口座
- 二 大規模事業者の大規模事業所に係る管理口座（以下「指定管理口座」という。）
- 三 前二号以外の管理口座（以下「一般管理口座」という。）

3 指定管理口座は大規模事業所ごとに、一般管理口座は個人又は法人ごとに開設するものとする。

4 一般管理口座は、別表第1の左欄に掲げる者の区分に応じ、当該右欄に定める数を上限として開設することができるものとする。

5 前項の規定にかかわらず、別表第2の各号に掲げる者から特別の事情により前項に定める数を超えて一般管理口座の開設の申請があった場合において、知事がこれを適当と認めるときは、一般管理口座は、当該申請により開設を求める数を上限として開設することができるものとする。

6 削減量口座簿は、電磁的記録で作成することができる。

7 管理口座には、別表第3の左欄に掲げる管理口座の区分に応じ、当該右欄に定める事項を記録する。

(振替可能削減量の帰属)

第4条 振替可能削減量の帰属は、この要綱の規定による削減量口座簿の記録により定まるものとする。

(管理口座の開設)

第5条 知事は大規模事業所の基準排出量が知事が別に定めるところにより決定された際に、当該事業所の指定管理口座を開設し、その旨及び当該指定管理口座において振替可能削減量等の管理を行うために必要な事項を当該事業所の所有事業者等に通知するものとする。

2 一般管理口座により振替可能削減量等の管理を行おうとする者は、知事による一般管理口座の開設を受けなければならない。

3 一般管理口座は、別表第2で定める者に限り開設を受けることができるものとする。

4 一般管理口座の開設を受けようとする者は、一般管理口座の開設について、その氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他別表第4で定める事項を記載した

申請書を、知事に提出しなければならない。

- 5 前項の規定による申請は、様式第1号による一般管理口座開設申請書に別表第2第三号若しくは第五号に該当することを証する書類（当該各号に該当する場合に限る。）又は第3条第5項の特別の事情を説明する書類（同項の申請をする場合に限る。）を添えて、行わなければならない。
- 6 知事は、前項の規定による申請があった場合には、当該申請書又はその添付書類のうちに重要な事実の記載が欠けているときを除き、遅滞なく、一般管理口座を開設しなければならない。
- 7 知事は、前項の規定により一般管理口座を開設したときは、遅滞なく、当該一般管理口座において振替可能削減量等の管理を行うために必要な事項を当該一般管理口座の開設を受けた者に通知しなければならない。
- 8 第1項及び前項の規定による通知は、様式第2号による管理口座開設通知書により行うものとする。
- 9 管理口座の開設を受けた者（以下「口座名義人」という）は、その氏名又は住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）、その他別表第5で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、別表第5の2で定める申請並びに大規模事業所の廃止等による削減期間の変更等に係る要綱（以下「大規模事業所廃止等要綱」という。）第4条及び第5条の規定による届出があったときは、当該届出事項については、この限りではない。
- 10 前項の規定による届出は、様式第3号による口座名義人等氏名等変更届出書により行わなければならない。

（口座管理者の登録等）

第6条 知事は、大規模事業者の申請により、指定管理口座ごとに、国内に事務所、営業所等を有する法人又は国内に住所を有する個人であって、当該大規模事業者（当該大規模事業者が口座名義人となった場合にあっては、当該口座名義人）のために次に掲げる行為（指定管理口座に係るものに限る。）を行う者（以下「口座管理者」という。）を、一名に限り登録し、又はその登録を抹消することができる。

- 一 第5条第2項の規定による申請（一般管理口座開設申請）
 - 二 第5条第9項の規定による届出（口座名義人等氏名等変更届出）
 - 三 第13条第1項の規定による申請（振替可能削減量の振替申請）
 - 四 第13条第5項の規定による申請（振替可能削減量の発行申請）
 - 五 第13条第6項の規定による申請（その他ガス削減量の発行及び充当申請）
 - 六 第13条第10項の規定による申請（充当申請）
 - 七 第14条の規定による提出（振替に係る判決書等の提出）
 - 八 第18条第2項の規定による申請（振替可能削減量の抹消申請）
 - 九 第18条第3項の規定による提出（抹消に係る判決書等の提出）
 - 十 第25条第1項の規定による申請（記録事項証明書交付申請）
- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、第8条第1項の規定により指定管理口座を廃止したときは、当該指定管理口座に係る口座管理者の登録を抹消するものとする。
 - 3 第1項の申請は、様式第4号による口座管理者登録（登録抹消）申請書に、当該申請の内容が個人を口座管理者として登録するものである場合にあっては、当該口座管理者の氏名又は住所のうち当該口座管理者が公表を希望するものを示す書類を添えて、行わなければならない。
 - 4 知事は、前項の申請により口座管理者を登録し、又はその登録を抹消したときは、遅滞なく、様式第5号による口座管理者登録（登録抹消）通知書により、当該登録又は登録の抹消を受けた口座管理者及

び同項の申請をした大規模事業者に通知するものとする。

- 5 知事は、第1項の登録を受けた口座管理者に係る指定管理口座の口座名義人に対して、第8条第4項、第13条第3項、同条第9項、同条第13項、第16条第2項、第18条第9項、第19条第4項及び第26条第1項の規定による通知を行うときは、当該口座管理者にも通知するものとする。

(一般管理口座の更新)

第7条 一般管理口座は、削減計画期間の2年度目の10月1日から当該削減計画期間の終了年度の翌々年度の9月末日までの期間（ただし、平成28年10月1日から始まる期間にあっては平成28年10月1日から令和4年1月末日までとし、令和4年2月1日から始まる期間にあっては令和8年9月末日までとする。以下この条において同じ。）ごとに、その開設を受けた者が、知事による一般管理口座の更新を受けなければ、知事により廃止されるものとする。ただし、当該開設を受けた者が当該期間の満了の日において大規模事業者又は口座管理者である場合における一般管理口座については、この限りでない。

- 2 前項の規定による更新を受けようとする者は削減計画期間の2年度目の10月1日から当該削減計画期間の終了年度の翌々年度の9月末日までの期間内に、一般管理口座の更新について、その氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他別表第6で定める事項を記載した申請書を、知事に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申請は、様式第6号による一般管理口座更新申請書により行わなければならない。
- 4 知事は、第2項の規定による申請があった場合には、当該申請書又はその添付書類のうちに重要な事実の記載が欠けているときを除き、一般管理口座を更新しなければならない。
- 5 第2項の規定による申請があった場合において、第1項の期間の満了の日までにその申請に対する一般管理口座の更新がなされないときは、当該一般管理口座は、当該期間の満了後もその更新がなされるまでの間は、なお引き続き知事により開設されているものとする。

(管理口座の廃止)

第8条 知事は、大規模事業所廃止等要綱第6条の規定により大規模事業所の廃止等を承認し、指針第32で定める目標の達成の確認及び当該大規模事業所に係る指定管理口座にクレジット等が残存していないことの確認を行った場合には当該指定管理口座を廃止するものとする。

- 2 一般管理口座の口座名義人は、自己の一般管理口座に記録された振替可能削減量について、その全部が移転し、又は抹消されたときは、当該一般管理口座の廃止を、様式第7号による一般管理口座廃止申請書により申請することができる。
- 3 知事は、次に掲げる一般管理口座において、当該一般管理口座に記録された振替可能削減量の全部が移転し、又は抹消されたと認めるときは、当該一般管理口座を廃止することができる。
- 一 第3条第4項に規定する上限の数を超えることとなった一般管理口座（同条第5項の規定により開設されたものを除く。）
- 二 第3条第5項の規定により開設された一般管理口座であって、同項に規定する特別の事情がなくなったもの
- 三 別表第2第一号から第四号までに規定する者のいずれにも該当しなくなった者が口座名義人である一般管理口座
- 四 別表第2第三号に規定する者が口座名義人である一般管理口座（当該口座名義人が第13条第4項

の規定によるその他削減量の振替の申請又は同条第5項の規定による振替可能削減量の発行の申請を行うことができる振替可能削減量のいずれもが第20条に規定する日を経過した場合に限る。)

五 別表第2第五号に規定する者が口座名義人である一般管理口座

六 前項の申請に係る一般管理口座

- 4 知事は、第7条第1項又はこの条第1項若しくは前項第一号から第五号までの規定により管理口座を廃止したときは、遅滞なく、様式第8号による管理口座廃止通知書により、当該管理口座の口座名義人に通知するものとする。

(一般管理口座と指定管理口座との関連付け)

第9条 一般管理口座と指定管理口座との間の振替可能削減量の振替は、相互に関連付けられた一般管理口座と指定管理口座との間でのみ行うことができる。

- 2 前項の規定による関連付けは、当該関連付けを希望する一般管理口座の口座名義人であつて、かつ、当該関連付けを希望する指定管理口座の口座名義人又は口座管理者である者の申請に基づき、知事が行うものとする。
- 3 前項の申請は、様式第1号による一般管理口座開設申請書又は様式第9号による一般管理口座等に係る関連付け（関連付け解除）申請書により行わなければならない。
- 4 第1項の規定による関連付けに係る解除は、同項の規定により指定管理口座と関連付けられた一般管理口座（以下「特定一般管理口座」という。）の口座名義人である者の申請に基づき、知事が行うものとする。
- 5 前項の申請は、様式第9号による一般管理口座等に係る関連付け（関連付け解除）申請書により行わなければならない。

(振替可能削減量の振替等の記録)

第10条 振替可能削減量の振替並びに振替可能削減量等の発行及び充当は、知事が、削減量口座簿において、当該振替可能削減量又はその他ガス削減量についての減少又は増加の記録をすることにより行うものとする。

- 2 前項の規定による別表第7の左欄に掲げる管理口座に記録されている当該中欄に掲げる振替可能削減量の振替（第12条に規定する振替を除く。）は、当該管理口座において減少の記録をし、当該右欄に定める管理口座において当該減少の記録により減少した量と同量の増加の記録をすることにより行うものとする。
- 3 第1項の規定による別表第8の左欄に掲げる振替可能削減量等の発行、その他削減量の振替又は森林による二酸化炭素吸収量（以下「森林吸収量」という。）の振替（第13条第4項に規定する振替に限り、第12条に規定する振替を除く。）は、当該右欄に定める管理口座において増加の記録をすることにより行うものとする。
- 4 第1項の規定による振替可能削減量等の充当は、指定管理口座において減少の記録をし、知事の管理口座において当該減少の記録により減少した量と同量の増加の記録をすることにより行うものとする。

(振替可能削減量の連携自治体口座等への移転)

第11条 連携自治体における口座等（以下「連携自治体口座等」という。）への移転は、次に掲げる振替可能削減量に限り、行うことができるものとする。

- 一 指針第3 2で定める目標の達成を知事が確認した大規模事業所における超過削減量
- 二 県内削減量
- 三 その他削減量のうち指針別表5 2(7)ウで定める削減量（以下「連携自治体削減量」という。）

（連携自治体口座等との間の振替の記録）

第12条 第10条第1項の規定による振替可能削減量の振替のうち、別表第9の左欄に掲げる振替については、当該右欄に定めるところにより行うものとする。

2 知事は、別表第9第三号の左欄に規定する移転に係る記録をしたときは、遅滞なく、当該記録の内容を、当該一般管理口座の口座名義人に対し、書面により通知するものとする。

（振替可能削減量の振替等の申請）

第13条 振替可能削減量の振替の申請（第20条第2項の申請を除く。）は、当該振替によりその管理口座において振替可能削減量の減少の記録がされる口座名義人が、別表第10で定める事項を記載した申請書により知事に対して行わなければならない。

- 2 前項の申請は、様式第10号による振替可能削減量振替申請書により行わなければならない。
- 3 知事は、第1項の申請に基づき振替可能削減量の振替を行ったときは、遅滞なく、様式第11号による振替可能削減量振替通知書により当該振替により減少の記録がされた口座名義人に通知するものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、その他削減量又は森林吸収量が記録されている削減量口座簿以外の口座その他これに類似するものから削減量口座簿へ振替可能削減量の振替を行う場合にあっては、当該振替の申請は、当該振替によりその管理口座において振替可能削減量の増加の記録がされる口座名義人が、別表第11に掲げる事項を記載した申請書により、知事に対して行わなければならない。
- 5 振替可能削減量の発行の申請は、当該発行によりその管理口座において振替可能削減量の増加の記録がされる口座名義人が、別表第11に掲げる事項を記載した申請書により、知事に対して行わなければならない。この場合において、超過削減量、県内削減量、県外削減量及び電気等環境価値保有量については、指針別表第5備考の規定による検証の結果を添えて行わなければならない。
- 6 その他ガス削減量の発行及び充当の申請は、当該充当に係る大規模事業者が指針別表第5備考の規定による検証の結果を添えて、発行の場合は別表第11に掲げる事項を記載した申請書により、充当の場合は別表第12に掲げる事項を記載した申請書により、知事に対して行わなければならない。
- 7 第4項の規定による振替可能削減量の振替の申請若しくは第5項の規定による振替可能削減量の発行の申請又は前項の規定によるその他ガス削減量の発行の申請は、様式第12号による振替可能削減量等発行等申請書により行わなければならない。
- 8 前項の申請書には、別表第13の各号に掲げる振替可能削減量の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。
- 9 知事は、第4項又は第5項若しくは第6項の申請に基づき振替可能削減量等の振替又は発行を行ったときは、遅滞なく、様式第13号による振替可能削減量等発行等通知書により、当該振替又は発行により増加の記録がされた口座名義人に通知するものとする。
- 10 振替可能削減量の充当の申請は、当該充当に係る大規模事業者が、別表第12に掲げる事項を記載した申請書により、知事に対して行わなければならない。
- 11 第6項の規定によるその他ガス削減量の充当の申請又は前項の規定による振替可能削減量の充当の申請は、当該充当に係る大規模事業者が、別表第13に掲げる事項を記載した申請書により、知事に対して行わなければならない。

申請は、様式第14号による充当申請書により行わなければならない。

- 12 第6項の規定によるその他ガス削減量の充当の申請又は第10項の規定による振替可能削減量の充当の申請は、指針別表第5に規定する目標達成の期限の日の30日前の日（以下「充当申請期限日」という。）までに行わなければならない。
- 13 知事は第6項又は第10項の申請に基づき、又は第17条第1項及び第2項の規定により振替可能削減量等の充当の記録を行ったときは、遅滞なく、様式第15号による充当通知書により、当該充当により減少の記録がされた口座名義人に通知するものとする。

（判決による振替）

第14条 前条第1項に規定する申請をすべきことを内容とする確定判決（確定判決と同一の効力を有するものを含む。以下この条及び第18条第3項において同じ。）があった場合においては、前条第1項の規定にかかわらず、当該申請によりその管理口座において振替可能削減量の増加の記録を受けるべき口座名義人が、確定判決の内容を証する書面の正本又は認証のある謄本（民事執行法（昭和54年法律第4号）第177条第1項ただし書に規定する場合にあっては、執行力のある債務名義の正本とする。以下この条及び第18条第3項において「判決書等」という。）を、当該判決書等を提出する旨を記載した書面に添えて、知事に提出することにより、当該申請に代えることができる。

（相続その他の一般承継の場合の振替の申請）

第15条 振替可能削減量の記録がされている一般管理口座の口座名義人について相続その他の一般承継があった場合において、当該振替可能削減量を自らの一般管理口座に移転しようとする相続人等（相続人その他の一般承継人をいう。）は、第13条第1項の規定にかかわらず、様式第10号による振替可能削減量振替申請書に、相続その他の一般承継があつたことを証する特別区の区長若しくは市町村長又は登記官その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）を添えて、申請することができる。

（知事による超過削減量の発行）

第16条 知事は、大規模事業所の削減期間終了後、指針別表第5の方法により、当該削減期間に係る目標の達成を確認した場合は、第10条第1項の規定により当該大規模事業所の指定管理口座に、自ら超過削減量を発行することができる。

- 2 知事は、前項の規定により超過削減量を発行したときは、遅滞なく、様式第16号による超過削減量発行通知書により、同項の口座名義人に通知するものとする。

（知事による振替可能削減量等の充当）

第17条 知事は、一般管理口座から指定管理口座への振替を行った振替可能削減量について、第10条第1項の規定により、当該振替後、遅滞なく、自ら充当を行うものとする。

- 2 知事は、充当申請期限日の翌日において、当該充当に係る大規模事業所の算定排出削減量が削減目標量未満であると認めるときは、目標達成の期限の日までに、当該排出削減量が削減目標量に不足する量について、第10条第1項の規定により、当該大規模事業所に係る指定管理口座に記録されている振替可能削減量等の充当を行うものとする。

2の2 大規模事業所廃止等要綱第6条の規定により廃止した大規模事業所について、算定排出削減量

が削減目標量未満であると認めるときは、排出削減量が削減目標量に不足する量について、第 10 条第 1 項の規定により、当該大規模事業所に係る指定管理口座に記録されている振替可能削減量等の充当を行うものとする。

- 3 充當を行った振替可能削減量等（平成 20 年度から平成 22 年度が当該振替可能削減量等の算定の対象となる年度であるその他削減量又は森林吸収量を除く。）のうち、当該振替可能削減量等の算定の対象となる年度の属する削減計画期間に係る算定排出削減量の算定に用いる必要のない量については、当該削減計画期間の次の削減計画期間における当該充當に係る大規模事業所の算定排出削減量の算定に用いるものとする。

（振替可能削減量等の抹消等）

第 18 条 知事は、第 13 条第 1 項の規定に基づく振替によりその管理口座において増加の記録を受けた口座名義人が悪意又は重大な過失により振替可能削減量を取得したときは、当該振替可能削減量を抹消することができる。

- 2 前項の規定による振替可能削減量等の抹消は、振替可能削減量の増加の記録を受けた口座名義からの申請又は知事の職権により行うものとする。
- 3 前項の申請をすべきことを内容とする確定判決があった場合においては、同項の規定にかかわらず、当該申請によりその管理口座において振替可能削減量の増加の記録を受けるべき口座名義人が、判決書等を、当該判決書等を提出する旨を記載した書面に添えて、知事に提出することにより、当該申請に代えることができる。
- 4 第 13 条第 4 項の規定による振替可能削減量の振替又は同条第 5 項の規定による振替可能削減量若しくは同条第 6 項の規定によるその他ガス削減量の発行の申請について虚偽があったときは、知事は、既に増加の記録があった振替可能削減量又はその他ガス削減量の全部又は一部を削減量口座簿から抹消することができる。
- 5 大規模事業者以外の者による県内削減量、県外削減量、電気等環境価値保有量、その他削減量又は森林吸収量に係る申請に虚偽があったとき、当該申請の内容に係る知事による調査を当該申請に係る口座名義人が拒んだときその他不正な行為によって振替可能削減量の増加の記録を受けた大規模事業者以外の者があるときは、知事は、次に掲げる措置をとることができる。
- 一 その旨を公表すること。
 - 二 当該口座名義人の管理口座を閉鎖すること。
- 6 第 1 項及び第 4 項に定めるもののほか、知事は、指定管理口座又は一般管理口座において、振替可能削減量等の増加の記録がされた場合で、次に掲げるときは、当該振替可能削減量等のうち、当該指定管理口座又は一般管理口座に残存するものを抹消するものとする。
- 一 第 13 条第 4 項の規定による振替可能削減量の振替の申請又は同条第 5 項の規定による振替可能削減量若しくは同条第 6 項の規定によるその他ガス削減量の発行の申請について、当該申請をした者から、当該振替又は発行の申請が過誤によるものである旨の申請があったとき。
 - 二 増加の記録が知事以外の者により行われたことが判明したとき。
 - 三 第 13 条第 1 項、第 4 項、第 5 項、第 6 項、第 10 項の規定又は第 15 条の規定により申請をした者が、当該申請をすることができる者以外の者であったことが判明したとき。
 - 四 その他知事が特に必要があると認めたとき。
- 7 第 1 項、第 4 項又は前項の規定による振替可能削減量等の抹消は、増加の記録がされた管理口座にお

いて減少の記録をし、知事の管理口座において当該減少の記録により減少した量と同量の増加の記録をする方法により行うものとする。

- 8 第2項及び第6項第一号の申請は、別表第14に掲げる事項を記載した様式第17号による振替可能削減量等抹消（更正）申請書により行わなければならない。
- 9 知事は、第1項、第4項又は第6項の規定により振替可能削減量等を抹消したとき（知事の職権により抹消したときに限る。）は、遅滞なく、様式第18号による振替可能削減量等（削減不足量等）抹消（更正）通知書により、当該振替可能削減量等の抹消により減少又は増加の記録がされた口座名義人に通知するものとする。

（振替可能削減量等及び目標の達成に不足した削減量の更正）

第19条 知事は、指定管理口座又は一般管理口座において、次に掲げるときは、振替可能削減量等又は目標の達成に不足した削減量（以下「削減不足量」という。）を更正するものとする。

- 一 振替可能削減量等の抹消又は充当による減少の記録について、当該抹消又は充当の申請をした者から、当該抹消又は充当の申請が過誤によるものである旨の申請があったとき。
 - 二 振替可能削減量等又は削減不足量の減少の記録が知事以外の者により行われたことが判明したとき。
 - 三 前条第2項又は第6項第一号の規定による振替可能削減量等の抹消の記録について、当該抹消の申請をした者が、当該申請をすることができる者以外の者であったことが判明したとき。
 - 四 前条第6項第三号に掲げるとき。
 - 五 振替可能削減量等の充当による減少の記録について、当該充当の申請をした者が、当該申請をすることができる者以外の者であったことが判明したとき。
 - 六 次条第2項の規定による振替可能削減量の移転の記録について、同項の申請をした者が、当該申請をすることができる者以外の者であったことが判明したとき。
 - 七 温室効果ガス排出量の算定方法その他振替可能削減量等の量又は削減目標量の算定の基礎となる事項の変更がある場合であって、当該変更に応じて知事が別に定める方法により当該変更前に排出された温室効果ガスに係る振替可能削減量等又は削減不足量の量を増加させる必要があると知事が認めるとき。
 - 八 その他知事が特に必要があると認めたとき。
- 2 前項の規定による振替可能削減量等の更正は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。
 - 一 知事の管理口座において増加の記録がされた場合 知事の管理口座において減少の記録をし、増加の記録をすべき指定管理口座又は一般管理口座において当該減少の記録により減少した量と同量の増加の記録をする方法
 - 二 前項第六号に該当する場合 更正の対象となった振替可能削減量等が記録されている指定管理口座又は一般管理口座において減少の記録をし、当該指定管理口座又は一般管理口座において同号の規定による更正の後の量の増加の記録をするとともに、知事の管理口座において当該減少の記録により減少した量と同量の増加の記録をする方法
 - 三 その他の場合 増加の記録をすべき指定管理口座又は一般管理口座において増加の記録をする方法
 - 3 第1項第一号に規定する振替可能削減量等の更正の申請は、次に掲げる事項を記載した様式第17号

による振替可能削減量等抹消（更正）申請書により行わなければならない。

- 一 振替可能削減量等の減少の記録がされた管理口座の口座番号（一の管理口座ごとに付される口座の番号をいう。以下同じ。）及び種類
 - 二 前号の管理口座に係る大規模事業所の名称及び所在地（指定管理口座の場合に限る。）
 - 三 振替可能削減量等の管理を行う部署等の名称及び電話番号その他の連絡先
 - 四 更正の原因となった事由
 - 五 当該申請に係る振替可能削減量等の種類及び数量又は識別番号（振替可能削減量等を二酸化炭素1トンを表す単位ごとに識別するために知事により付された文字及び数字をいう。以下同じ。）
- 4 知事は、第1項第二号から第七号までの規定により振替可能削減量等を更正したときは、遅滞なく、様式第18号による振替可能削減量等（削減不足量）抹消（更正）通知書により、当該振替可能削減量等の更正により増加の記録がされた指定管理口座又は一般管理口座の口座名義人に通知するものとする。

（充當に利用できない振替可能削減量等の移転）

第20条 知事は、指定管理口座又は一般管理口座に記録されている振替可能削減量等のうち、当該振替可能削減量等の算定の対象となる年度の属する削減計画期間の次の削減計画期間（平成20年度から平成22年度が当該振替可能削減量等の算定の対象となる年度であるその他削減量又は森林吸収量にあっては、平成23年度から始まる削減計画期間）の終了年度の翌々年度の9月末日（削減期間の終了の年度が令和元年度の場合にあっては令和4年1月末日。ただし、削減期間の終了の年度の翌々年度の4月3日（削減期間の終了の年度が令和元年度の場合にあっては令和3年8月4日）以降において当該削減期間に係る基準排出量の決定、変更若しくは目標削減率の減少若しくは条例第12条の規定による地球温暖化対策計画の提出の手続が完了していない場合（大規模事業者の責めに帰すべき事由によるときを除く。）にあっては、当該大規模事業所に係る指定管理口座又は一般管理口座に記録されている振替可能削減量等の算定の対象となる年度の属する削減計画期間の次の削減計画期間終了後であって、かつ指針別表第5の規定に基づき知事が認めた日の翌日から起算して180日を経過した日。）を経過したものについて、充當に利用できないものとして知事の管理口座に移転するものとする。

- 2 知事は、一般管理口座に記録されている次に掲げる振替可能削減量のうち、知事が別に定めるところにより、当該一般管理口座の口座名義人から充當に利用しない旨の申請があったものについて、充當に利用できないものとして知事の管理口座に移転するものとする。
 - 一 超過削減量
 - 二 県内削減量
- 3 前項の申請は、次に掲げる事項を記載した様式第19号による振替可能削減量記録移転申請書に、知事が別に定める書類を添えて行わなければならない。
 - 一 当該申請により振替可能削減量の減少の記録がされる一般管理口座の口座番号
 - 二 振替可能削減量の管理を行う部署等の名称及び電話番号その他の連絡先
 - 三 当該申請に係る振替可能削減量の種類及び数量又は識別番号
 - 四 移転の原因となる事由
- 4 知事は、第2項の規定により振替可能削減量を知事の管理口座に移転したときは、遅滞なく、同項の一般管理口座の口座名義人に対し、書面により通知するものとする。

5 第1項及び第2項の規定による振替可能削減量等の移転は、当該移転の対象となった振替可能削減量等が記録されている管理口座において減少の記録をし、知事の管理口座において当該減少の記録により減少した量と同量の増加の記録をすることにより行うものとする。

(増加又は減少の記録の方法)

第21条 知事は、この要綱に規定する増加又は減少の記録を、別表第15の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(削減量口座簿による情報の開示)

第22条 知事は、指定管理口座及び一般管理口座について、次に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 口座番号
 - 二 口座名義人の名称及び主たる事務所の所在地（口座名義人が法人の場合に限る。）
 - 三 口座管理者の名称及び主たる事務所の所在地（指定管理口座であって、口座管理者が法人の場合に限る。）
 - 四 大規模事業所の名称及び所在地（公表することにより保安上重大な影響を与える事項として知事が認める事項を除く。）（指定管理口座に限る。）
- 2 知事は、指定管理口座及び一般管理口座について、次の各号に掲げる者が、当該各号に掲げる事項の公表を希望するときは、当該事項を公表するものとする。
- 一 口座名義人又は口座管理者 振替可能削減量等の管理を行う部署等の名称又は電話番号その他の連絡先
 - 二 個人である口座名義人又は口座管理者 当該個人の氏名又は住所

(添付書類)

第23条 次に掲げる書面には、当該書面の提出者の印鑑証明書又はこれに準ずるもの並びに当該書面の提出者が個人である場合において、当該印鑑証明書又はこれに準ずるもので当該書面の提出者の氏名及び住所が確認できないときには、当該書面の提出者の住民票の写し又はこれに代わる書面を添付しなければならない。

- 一 第5条第3項の規定による一般管理口座開設申請書
 - 二 第5条第10項の規定による口座名義人等氏名等変更届出書
 - 三 第6条第3項の規定による口座管理者登録（登録抹消）申請書
 - 四 第7条第2項の規定による一般管理口座更新申請書
 - 五 第8条第2項の規定による一般管理口座廃止申請書
 - 六 第9条第2項又は第4項の規定による一般管理口座等に係る関連付け（関連付け解除）申請書
 - 七 第13条第1項の規定による振替可能削減量振替申請書
 - 八 第13条第6項の規定による振替可能削減量等発行等申請書
 - 九 第13条第6項又は第10項の規定による充当申請書
 - 十 第14条又は第18条第3項の規定による提出書
 - 十一 第18条第2項又は第19条第1項の規定による振替可能削減量等抹消（更正）申請書
 - 十二 第20条第3項の振替可能削減量記録移転申請書
 - 十三 第25条第1項の規定による削減量口座簿記録事項証明書交付申請書
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書面を添付しないことが

できる。

- 一 前項各号に掲げる書面の提出者が国又は地方公共団体である場合 印鑑証明書又はこれに準ずるもの
- 二 既に提出されている印鑑証明書又はこれに準ずるもの記載内容に変更がない場合 当該印鑑証明書又はこれに準ずるもの
- 三 既に提出されている住民票の写し又はこれに代わる書面の記載内容に変更がない場合 当該住民票の写し又はこれに代わる書面

(削減量口座簿の記録の保存期限)

第24条 知事は、削減計画期間ごとに、当該削減計画期間中の削減量口座簿の記録を、当該削減計画期間の終了年度の翌々年度の9月末日（削減期間の終了の年度が令和元年度の場合にあっては令和4年1月末日。）から起算して10年間が経過した日まで保存するものとする。

(管理口座に記録されている事項の証明の申請)

第25条 管理口座の口座名義人は、知事に対し、当該管理口座に記録されている事項のうち、別表第16で定める事項を証明した書面の交付を、申請することができる。

- 2 前項の規定による申請は、様式第20号による削減量口座簿記録事項証明書交付申請書により行うものとする。
- 3 知事は、前項の規定による申請があったときは、その申請者に対し、当該申請に係る事項を証明した書面を交付するものとする。
- 4 前項の規定による書面の交付は、様式第21号による削減量口座簿記録事項証明書により行うものとする。

(大規模事業所の目標達成状況の確認通知)

第26条 知事は、削減量口座簿に記録される大規模事業所情報について、指針別表第5の方法により大規模事業所の目標達成状況が確認された場合は、遅滞なく、該当する管理口座の口座名義人に通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知は、様式第22号による大規模事業所削減目標達成状況確認通知書により行うものとする。

(東京オリンピック・パラリンピック競技大会等における振替可能削減量の目標達成以外への利用)

第27条 東京オリンピック・パラリンピック競技大会等における、振替可能削減量を指針別表第5の方法による大規模事業所の目標達成以外での利用については、「東京オリンピック・パラリンピック競技大会等における超過削減量等の目標設定型排出量取引制度外利用のための削減量口座簿の取扱等に関する特別要綱」（以下「特別要綱」という。）に定める。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年12月17日から施行する。

附則

この要綱は、平成 26 年 11 月 20 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年 3 月 2 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 29 年 2 月 13 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 29 年 11 月 13 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。ただし、第 27 条については特別要綱が失効した時点でその効力を失う。

附則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 5 月 14 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 7 年 1 月 3 日から施行する。

別表第1 (一般管理口座の開設上限)

大規模事業者	当該者に係る大規模事業所の数
法人（別表第2の第二号に掲げる者のうち、第6条第1項に規定する口座管理者である者に限る。）	当該者に係る指定管理口座の数
法人（別表第2の第二号に掲げる者のうち、第6条第1項に規定する口座管理者である者を除く。）	1
個人（別表第2の第三号に掲げる者）	1
個人（別表第2の第四号に掲げる者）	当該者に係る指定管理口座の数
個人（別表第2の第五号に掲げる者）	1

別表第2 (一般管理口座を開設できる者)

一	大規模事業者	
二	法人（次に掲げる者を除く。） ア 前号に規定する者 イ 外国法人で、国内に事務所、営業所等を有しないもの	
三	個人（第一号、次号若しくは第五号に規定する者又は国内に住所を有しない者を除く。）のうち、第13条第4項の規定によるその他削減量の振替の申請又は同条第5項の規定による振替可能削減量の発行の申請を行うことができる者として、以下の左欄に掲げる振替可能削減量の区分に応じ、当該右欄に定める者	
	県内削減量	一 当該県内削減量を算定する事業所等の設備更新等の権限を有する者 二 前号に規定する者から当該県内削減量の発行を受けることについて同意を得た者
	県外削減量	一 当該県外削減量を算定する事業所の所有者 二 当該県外削減量を算定する事業所の設備更新等の権限を有する者 三 前二号に規定する者から当該県外削減量の発行を受けることについて同意を得た者
	環境価値換算量	一 当該環境価値換算量を算定する再生可能エネルギーを変換して発電する設備を所有する者 二 当該環境価値換算量に係る電気等の環境価値の保有者 三 第一号に規定する者から当該環境価値換算量の発行を受けることについて同意を得た者
	その他削減量のうち指針別表第5_2(7)アに該当するもの	指針別表第5_2(7)アに規定する新エネルギー等電気相当量の保有者
四	個人（第一号に規定する者を除く。）のうち、口座管理者	
五	個人（第一号又は前号に規定する者を除く。）のうち、第15条に規定する相続人等	

別表第3 (管理口座の記録事項)

知事の管理口座	<p>一 次に掲げる振替可能削減量等の種類ごとの数量及び識別番号 ア 充当の対象となった振替可能削減量等 イ 充當に利用できくなった振替可能削減量等（ウに該当するものを除く。） ウ 申請により充當に利用できなくなった振替可能削減量（抹消の対象となつた振替可能削減量を除く。）</p> <p>二 次に掲げる振替可能削減量のうち連携自治体口座等に移転されている振替可能削減量（以下「連携自治体口座等移転削減量」という。）の種類ごとの数量及び識別番号と同じ数量及び識別番号 ア 超過削減量 イ 県内削減量 ウ その他削減量のうち連携自治体削減量（削減量口座簿に記録されたことがあるものに限る。）</p> <p>三 前二号の記録の理由及び当該記録を行う直前に記録されていた管理口座の口座番号（一の管理口座ごとに付される口座の番号をいう。以下同じ。）</p>
指定管理口座	<p>一 口座番号</p> <p>二 口座名義人の氏名及び住所（法人の場合にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>三 口座管理者の氏名及び住所（法人の場合にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>四 当該指定管理口座に係る大規模事業所の名称及び所在地</p> <p>五 振替可能削減量等の管理を行う部署等の名称及び電話番号その他の連絡先</p> <p>六 指針第3の2の目標の達成の状況</p> <p>七 振替可能削減量等の種類ごとの数量及び識別番号</p> <p>八 振替可能削減量等の発行、取得、移転又は充当について、次の事項 ア 当該振替可能削減量等の種類 イ 当該振替可能削減量等の数量及び識別番号 ウ 当該発行、取得、移転又は充当がされた日</p>
一般管理口座	<p>一 口座番号</p> <p>二 口座名義人の氏名及び住所（法人の場合にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>三 振替可能削減量の管理を行う部署等の名称及び電話番号その他の連絡先</p> <p>四 振替可能削減量の種類ごとの数量及び識別番号</p> <p>五 振替可能削減量についての処分の制限に関する事項</p> <p>六 振替可能削減量の発行、取得又は移転について、次の事項 ア 当該振替可能削減量の種類 イ 当該振替可能削減量の数量及び識別番号 ウ 当該発行、取得又は移転がされた日</p>

別表第4 (管理口座開設申請)

一	振替可能削減量等の管理を行う部署等の名称及び電話番号その他の連絡先
二	別表第2各号のいずれかに該当することを示す情報
三	次に掲げる事項のうち公表を希望するもの ア 振替可能削減量等の管理を行う部署等の名称又は電話番号その他の連絡先 イ 口座名義人又は口座管理者の氏名又は住所（当該口座名義人又は口座管理者が個人である場合に限る。）
四	開設を希望する口座の数
五	第9条第2項の規定による関連付けを希望する指定管理口座の口座番号、当該指定管理口座に係る大規模事業所の名称、所在地及び事業所番号並びに開設しようとする一般管理口座と当該指定管理口座との関係（同項の規定による関連付けを希望するときに限る。）

別表第5 (口座名義人等氏名等変更届出)

一	口座管理者の氏名若しくは住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）
二	振替可能削減量等の管理を行う部署等の名称又は電話番号その他の連絡先
三	次に掲げる事項のうち公表を希望するもの ア 振替可能削減量等の管理を行う部署等の名称又は電話番号その他の連絡先 イ 口座名義人又は口座管理者の氏名又は住所（当該口座名義人又は口座管理者が個人である場合に限る。）

別表第5の2 (口座名義人等氏名等変更事項に関する申請)

一	第6条第3項の規定による口座管理者の登録（登録抹消）の申請
二	第7条第2項の規定による一般管理口座の更新の申請
三	第9条第2項又は第4項の規定による一般管理口座と指定管理口座との関連付け（関連付け解除）の申請
四	第13条第1項又は第14条の規定による振替可能削減量の振替の申請
五	第13条第4項、第5項、第6項の規定による振替可能削減量等の発行又は振替の申請
六	第13条第6項又は第10項の規定による振替可能削減量等の充当の申請
七	第18条第2項又は第6項第一号並びに第19条第1項第一号の規定による振替可能削減量等の抹消（更正）の申請
八	第20条第2項の規定による振替可能削減量を充当に利用しない旨の申請
九	第25条第1項の規定による削減量口座簿記録事項の証明書交付の申請

別表第6 (一般管理口座更新申請)

一	口座管理者の氏名若しくは住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）
二	当該一般管理口座の口座番号
三	振替可能削減量の管理を行う部署等の名称及び電話番号その他の連絡先

別表第7 (振替可能削減量の振替の記録)

指定管理口座	超過削減量（特定一般管理口座から移転されたものを除く。）	特定一般管理口座
一般管理口座	振替可能削減量(処分の制限に関する事項の記録があるものを除く。)	一 指定管理口座 二 他の一般管理口座（次に掲げるものを除く。） <ul style="list-style-type: none"> ア 別表第2第三号に規定する者が口座名義人である一般管理口座 イ 別表第2第五号に規定する者が口座名義人である一般管理口座（被相続人その他の被承継人から移転される場合を除く。） ウ 第8条第3項第一号、第二号、第三号又は第六号に該当する一般管理口座

別表第8 (振替可能削減量等の発行等の記録)

超過削減量及びその他ガス削減量	当該超過削減量又は当該その他ガス削減量を算定する大規模事業所に係る指定管理口座
振替可能削減量（超過削減量及び森林吸収量を除き、その他削減量にあっては指針別表第5 2 (7) アに該当するものに限る。）	別表第2第三号の表の中欄に掲げる振替可能削減量の種類ごとに、当該右欄に定める者が開設を受けた一般管理口座
その他削減量のうち指針別表第5 2 (7) イに該当するもの	大規模事業者であって、指針別表第5 2 (7) イに規定する知事が認める機関が認証する電気等環境価値保有量の保有者が開設を受けた一般管理口座
森林吸収量	大規模事業者であって、指針別表第5 2 (6) に規定する知事が認め発行する量の保有者が開設を受けた一般管理口座

別表第9 (連携自治体口座等との間の振替の記録)

一 一般管理口座における連携自治体口座等からのその他削減量のうち連携自治体削減量（連携自治体口座等移転削減量を除く。）の取得	当該連携自治体削減量を取得する者が開設を受けた一般管理口座において増加の記録をする。
二 一般管理口座における連携自治体口座等からの連携自治体口座等移転削減量の取得	知事の管理口座において減少の記録をし、当該連携自治体削減量を取得する者が開設を受けた一般管理口座において当該減少の記録により減少した量と同量の増加の記録をする。
三 一般管理口座から連携自治体口座等への振替可能削減量の移転	連携自治体口座等へ移転する者が開設を受けた一般管理口座において減少の記録をし、知事の管理口座において当該減少の記録により減少した量と同量の増加の記録をする。

別表第 10 (振替可能削減量の振替等の申請)

一	当該申請により振替可能削減量の減少の記録がされる管理口座の口座番号及び種類
二	前号の管理口座に係る大規模事業所の名称及び所在地（指定管理口座の場合に限る。）
三	振替可能削減量等の管理を行う部署等の名称及び電話番号その他の連絡先
四	当該申請により振替可能削減量の増加の記録がされる管理口座の口座番号及び種類又は連携自治体口座等におけるこれらに類するもの
五	前号の管理口座（一般管理口座に限る。）の口座名義人又は連携自治体口座等の開設を受けた者の氏名（法人の場合にあっては、名称）
六	第四号の管理口座に係る大規模事業所の名称及び所在地（指定管理口座の場合に限る。）
七	振替の原因となった事由
八	当該申請に係る振替可能削減量の種類及び数量又は識別番号
九	当該申請に係る振替可能削減量の一単位当たりの金額（当該金額について、やむを得ない事情により記載できない場合には、その旨及び当該事情）

別表第 11 (振替可能削減量等の発行等の申請)

一	当該申請により振替可能削減量等の増加の記録がされる管理口座の口座番号及び種類
二	前号の管理口座に係る大規模事業所の名称及び所在地（指定管理口座の場合に限る。）
三	振替可能削減量等の管理を行う部署等の名称及び電話番号その他の連絡先
四	当該申請に係る振替可能削減量等の種類及び数量
五	知事又は知事以外の機関が行う振替可能削減量等（超過削減量を除く。）の認定又は認証に係る情報（その他削減量のうち連携自治体削減量又は連携自治体口座移転削減量を取得する場合にあっては、これらの識別番号に相当するもの）

別表第 12 (充当申請)

一	当該申請による充当に係る指定管理口座の口座番号
二	前号の指定管理口座に係る大規模事業所の名称及び所在地
三	振替可能削減量等の管理を行う部署等の名称及び電話番号その他の連絡先
四	当該申請に係る振替可能削減量等の種類及び数量又は識別番号
五	当該申請による充当の対象となる削減計画期間

別表第13 (振替可能削減量等発行等申請の添付書類)

一	別表第2第三号の中欄に掲げる県内削減量、県外削減量又は環境価値換算量	当該右欄に定める者であることを証する書類
二	森林吸収量	指針別表第5 2(6)に該当するものとして知事が認めた量の最終所有者であることの証明書等
三	その他削減量のうち指針別表第5 2(7)ア(新エネルギー等電気相当量)に該当するもの	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則(平成24年経済産業省令第46号)附則第8条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則(平成14年経済産業省令第119号)第5条第3項の規定により開設された口座において新エネルギー等電気相当量の減量の記録がされたことを証する書類(当該その他削減量を再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第4項に規定する電気事業者の発電所(変電所を含む。)の目標達成に充てる場合を除く。)
四	その他削減量のうち指針別表第5 2(7)イ(グリーン電力証書等)に該当するもの	口座等において指針別表第5の目標の達成に利用する旨の記録がされたことを証する書類
五	その他削減量のうち連携自治体削減量又は連携自治体口座等移転削減量	連携自治体口座等において当該連携自治体削減量又は当該連携自治体口座等移転削減量の減少の記録がされたことを証する書類

別表第14 (振替可能削減量等の抹消等の申請)

一	振替可能削減量等の増加の記録がされた管理口座の口座番号及び種類
二	前号の管理口座に係る大規模事業所の名称及び所在地(指定管理口座の場合に限る。)
三	振替可能削減量等の管理を行う部署等の名称及び電話番号その他の連絡先
四	抹消の原因となった事由
五	当該申請に係る振替可能削減量等の種類及び数量又は識別番号

別表第15 (増加又は減少の記録の方法)

一	振替可能削減量等の識別番号の特定がある場合	
	以下の左欄に掲げる区分に応じ、右欄に定める方法	
	ア 増加の記録のみを行うとき。	増加の記録をする管理口座において、特定された識別番号の振替可能削減量等を記録する方法
	イ 増加の記録及び減少の記録をいずれも行うとき。	減少の記録をする管理口座において、特定された識別番号の振替可能削減量等を消去し、増加の記録をする管理口座において、当該消去した振替可能削減量等と同じ識別番号の振替可能削減量等を記録する方法
二	振替可能削減量等の識別番号の特定がない場合	
	以下の左欄に掲げる区分に応じ、右欄に定める方法	
	ア 増加の記録のみを行うとき。	増加の記録をする管理口座において、新たな識別番号の振替可能削減量等を記録する方法
	イ 増加の記録及び減少の記録をいずれも行うとき。	減少の記録をする管理口座において、減少の記録をすべきと知事が認める振替可能削減量等について、抹消の場合にあっては識別番号の大きい方から、それ以外の場合にあっては識別番号の小さい方から順次振替可能削減量等を消去し、増加の記録をする管理口座において、当該消去した振替可能削減量等と同じ識別番号の振替可能削減量等を記録する方法

別表第16 (管理口座に記録されている事項の証明の申請)

一	保有している振替可能削減量等の種類並びに数量及び識別番号
二	指針別表第5の目標達成の状況（指定管理口座の場合に限る。）
三	振替可能削減量等の発行、取得、移転又は充当について、次の事項
	ア 当該振替可能削減量等の種類並びに数量及び識別番号 イ 当該発行、取得、移転又は充当がされた日
四	指定管理口座又は一般管理口座の関連付けの状況